

「茅野市工場立地法に基づく準則を定める条例（案）」の
パブリックコメントにお寄せいただいたご意見と市の考え方

茅野市が制定を進めている「茅野市工場立地法に基づく準則を定める条例（案）」のパブリックコメントを実施したところ、下記のとおり貴重なご意見をいただきました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

記

○パブリックコメントの実施状況

1 意見の募集期間	2 意見の提出者数と件数		3 意見の提出方法別人数				
	提出者	件数	メール	郵送	F A X	持参	計
令和5年11月29日（水） ～ 12月28日（木）	2人	2件	2人	0人	0人	0人	2人

4 いただいたご意見とそれに対する市の考え方

No.	該当する箇所等	いただいた意見	市の考え
1	<p>3 条例を制定し、緑地面積率等を緩和する理由</p>	<p>緩和の内容について、工業地域・無指定地域の環境施設面積率（緑地を含む）10%以上の改正案に賛成します。</p> <p>当社も業務拡大により工場（建屋）の拡張を検討しているが、当社敷地を拡張しようとする、環境施設面積率が現行の法規制のぎりぎりであるため難しい状況。なので、他に工場を作るしかないが、そうすると費用が高額となってしまうため難しい。</p> <p>茅野市は緑地がふんだんにあり、都市部のような緑地が少ない地域とは異なり、工場の緑地が少し減ったとしても環境に与える影響は少ないと考えられるので、緩和を実施してほしい。</p>	<p>独自に緑地面積率等の基準を定める条例を制定することで、茅野市内の産業振興と安定した雇用の維持・創出等を図りたいと考えますので、令和6年茅野市3月定例会への上程に向けて準備を進めていきます。</p>
2	<p>3 条例を制定し、緑地面積率等を緩和する理由</p>	<p>緑地面積率等の緩和に賛成です。推進をお願いします。</p> <p>緩和理由として記載しているように、茅野市は総面積の84%が緑地である事と、茅野市周辺部は林野や山岳となっており、市街地から遠方では通勤を考えると工場立地の適地が少なくなります。</p> <p>茅野市は車通勤が必須であり、工場敷地内に</p>	<p>独自に緑地面積率等の基準を定める条例を制定することで、茅野市内の産業振興と安定した雇用の維持・創出等を図りたいと考えますので、令和6年茅野市3月定例会への上程に向けて準備を進めていきます。</p>

		<p>社員分の駐車スペースを設ける事は必然となりますので、駐車スペースの比率が高くなります。生産工場としては、工場敷地を出来るだけ有効に活用したいと考えておりますが、上記から工場自体の面積が限られますので、緑地面積率等の緩和は望むところです。</p> <p>また、経済環境の変化が激しく、将来展望が読めない時代です。限られた資本・資産の中で企業経営を進めており緩和により良い影響が期待できます。</p>	
--	--	---	--